

事務事業評価シート

(平成 24 年度実施事業)

事務事業名	指定管理者制度運用事務			事業コード	1660
所属コード	124000	課等名	行政経営課	係名	
課長名	佐藤 聡	担当者名	南館 崇	内線番号	3843
評価分類	☒ 一般 ☐ 公の施設 ☐ 大規模公共事業 ☐ 補助金 ☐ 内部管理				

1 事務事業の基本情報・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	信頼される質の高い行政	コード	8
	施策	計画的で効率的な行政運営の推進	コード	2
	基本事業	行政改革の推進	コード	2
予算費目名	一般会計 2 款 1 項 6 目 自治体経営推進事務（013-02）			
特記事項				
事業期間	☐ 単年度 ☒ 単年度繰返 ☐ 期間限定複数年度		開始年度	年度
根拠法令等	地方自治法 244 条の 2，盛岡市自治体経営の指針及び実施計画，公の施設の指定管理者制度導入に関する基本的な考え方			

(2) 事務事業の概要

公の施設の指定管理者制度の運用を行うもの。同制度を採用している公の施設の管理運営に、市民・利用者の意見を汲み入れるほか、関係部署との連絡調整を図りながら、同制度に係る全庁的な方針や具体的な取組の工程等を定め、その進行を管理する。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

平成 15 年 6 月の地方自治法改正により指定管理者制度が創設され、各自治体は、公の施設について、直営による管理か指定管理者による管理かを選択する必要が生じた。これに基づき当市では、平成 16 年度に盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画を策定する際に、市が設置するすべての施設について指定管理者制への移行の可否を検討し、同計画で方向性を定めた。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

当制度は細部にまで制約があるものではなく、採用する自治体の裁量に委ねられる部分が多い制度であり、平成 18 年度の本格導入から丸 7 年が経過し、指定管理者制度の定着が図られてきている一方で、平成 22 年度には指定管理者に起因する理由により 2 件の取り消しを行う等、新たな事例も生じている。

また、平成 21 年包括外部監査において指摘を受け、「指定管理期間の弾力化」や「備品の帰属」等の未措置のものについては対応を検討している状態である。

このほか、第三者評価結果では制度課題として、指定管理者のサービスの質の向上を図るための目標数値の設定や、指定管理者のノウハウを最大限に引き出すためのサービス水準の明確化を図る必要があること等が提起されている。

2 事務事業の実施状況（Do）・・・・・・・・・・・・・・・・

（1）対象（誰が，何が対象か）

- A 指定管理者制度導入予定施設（指定通知）数
- B 指定管理者制度導入施設
- C 指定管理者制度導入（予定を含む）施設を所管する課等

（2）対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 見込み
A 指定管理者制度導入予定施設（指定通知）数	施設	3	6	1	1	
B 指定管理者制度導入施設	施設	215	218	224	224	
C 指定管理者制度導入（予定を含む）施設を所管する課等	課等	24	25	25	25	

（3）24 年度に実施した主な活動・手順

- ・ 指定管理手続きに係る全庁的なスケジュール管理
- ・ 第三者評価の実施
- ・ モニタリングの試行
- ・ 25 年度一斉更新への準備

（4）活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 会議・ヒアリング延べ回数	回	4	3	3	3	
B 各所管課等で公募を実施した施設数	施設	27	7	3	3	
C 各所管課等で非公募施設の事業計画の審査を実施した施設数	施設	4	5	11	11	

（5）意図（対象をどのように変えるのか）

指定管理者制度導入施設について，運営状況を把握・評価し，所管課及び指定管理者に対して情報提供・助言等を行うことにより，効果的・効率的な管理運営を確保する。

指定手続きを行う施設について，市民・利用者の意見を反映させ，かつ，透明性・公平性を確保しながら，円滑に指定手続きを進める。

（6）成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	22 年度 実績	23 年度 実績	24 年度 計画	24 年度 実績	26 年度 目標値
A 方針等を策定・決定した数	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	件	16	2	5	1	

B 市民から寄せられた質問・意見の数	☒ 上げる ☐ 下げる ☐ 維持	件	5	5	5	5	
C 工程に従って指定管理者制度に移行した施設の数	☐ 上げる ☐ 下げる ☒ 維持	施設	2	2	6	4	

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	22 年度実績	23 年度実績	24 年度計画	24 年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	1	601	601	601
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	1	601	601	601
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	1,500	1,500	1,500	1,500
	B 職員人件費 ⑥×4,000 円	千円	6,000	6,000	6,000	6,000
計	トータルコスト A+B	千円	6,001	6,601	6,601	6,601
備考						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

① 施策体系との整合性

当制度は民間の創意工夫・ノウハウ等を活かし、サービスの向上と運営の効率化を図ることを目的としたものであり、現在は盛岡市行財政構造改革の方針及び実施計画の流れを引継いだ盛岡市自治体経営の指針及び実施計画に基づいて実施しているものであることから、上位の基本事業（行政改革の推進）の目的に結びついている。

② 市の関与の妥当性

公の施設の管理運営の責任は、最終的には市が負うべきものであり、そのための制度構築、運用は市が実施すべき事業であることから、市の関与は妥当である。

③ 対象の妥当性

指定管理者制度の対象は、地方自治法第 244 条に定める公の施設であって、道路法、河川法等個別の法律により管理主体が限定されていない施設であり、当制度導入時点において、導入について可能な施設は全て指定管理者制度へ移行することとした。よって、公の施設の担当課等を含む現状の対象範囲は、意図の達成のために妥当である。

④ 廃止・休止の影響

指定管理者制度導入を廃止・休止することは、施設を直営で管理することを意味するものであり、効率的な行政経営を図る上で支障がある。また、運用事務について総合調整をしな

ければ、施設を所管する部署によって制度の解釈・運用や進度に格差が生じ、公の施設の管理運営の質を損なうおそれがある。

(2) 有効性評価（成果の向上余地）

制度導入の成果としては、仕様書の内容を質的に上回る業務を行っている施設があること（24年度の第三者評価結果による）、制度導入移行後、導入施設の経費総額は直営時代よりも低額で運営されていること、等が挙げられる。

サービスの質の向上については、各指定管理者が創意工夫を図っているところだが、市としては情報交換会等を通じた成功事例や課題解決事例の情報提供を行うことで、成果の向上を図ることができる考える。

このほか、当初想定していなかった事態や判断に迷う事態に対しては統一した対応を行うことによって、また、実施した業務内容を評価すること等によって、施設の管理運営の質がさらに向上することが見込まれる。

(3) 公平性評価（評価分類が「内部管理」の事務事業は記入不要）

特定の受益者はいない。

(4) 効率性評価

事業費は、会議資料等作成に係る消耗品費と第三者評価の委託料であるが、いずれも事務相応分かつ実績に基づくものであり、削減の余地はない。人件費については、2名が分担して従事しているが、定例の業務のほか、当初想定していなかった事態や判断に迷う事態への対応等、予測できない要素も含んでいるため、削減の余地はない。

4 事務事業の改革案（Plan）・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 改革改善の方向性

- ① 当初想定していなかった事態や判断に迷う事態が起きた場合、案件によっては市としての方針を新たに定め、統一した対応を行う。
- ② 指定管理者の日常の業務を評価し、管理運営に活かしていく仕組みを充実させることで、施設の管理運営の質がさらに向上することが見込まれる。
- ③ 指定管理者間の意見交換・情報交換等の場を設け、指定管理者制度の運用面での課題、解決方法等の共有を図る。
- ④ 必要に応じて市内部の担当者を対象とした勉強会の実施や情報提供を行う。
- ⑤ 災害時における指定管理者の対応について、避難所開設業務等に係る具体的な規定をしていないことから、その検討及び運用を行う。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

- ① 課題が生じる都度、対応を迫られるが、全国を見ても豊富な事例があるわけではない。他の自治体を参考に、適切な対応を探りながら運用し、必要に応じて「基本的な考え方」の見直しを行っていく。
- ② 自己評価や第三者評価の結果のほか、モニタリングの本格実施を通じて管理運営業務の改善に活かし、仕組みの充実を図る。
- ③ 施設の種類が多種多様であることから、共通の課題の選定に困難さがあるが、指定管理者

同士の連携のメリットも想定されることから、アンケート等によって共通課題の選定に工夫する。

- ④ 市内部の担当者の疑問点を把握する。
- ⑤ 災害時の指定管理者の対応について、仕様書、基本協定書に盛岡市地域防災計画に即した災害対応に関する内容を追加する等の見直しを行う。

5 課長意見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

(1) 今後の方向性

- ☐ 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- ☒ 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- ☐ 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

制度導入から7年を経過し、運用上様々な課題が生じているが、その都度適切に対応してきたものとする。また、新たな取組であるモニタリングについても本格実施に向けて試行及び試行結果の検証を進めることができた。

今後は、指定管理業務の評価の仕組みを充実するとともに、包括外部監査や第三者評価において課題とされた事項について、方針を検討する必要がある。

また、25年度は多くの施設が指定期間の更新時期を迎えることから、円滑な手続きが進められるよう、施設所管課に対し適時適切な助言等を行うこととする。